

境港市地方創生移住支援金の要件一覧

	就 職		テレワーク	関係人口 (NEW!)	起業
	一般の場合	専門人材の場合			
移住元要件	直近10年間で通算5年以上、東京23区に在住または東京圏から通勤していること。ただし、直近1年以上は、東京23区に在住または東京圏から通勤していること。また、東京圏から東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間にすることができる。				
移住先要件	令和元年8月5日以降に本市に転入	令和3年4月1日以降に本市に転入	令和3年4月1日以降に本市に転入	令和3年7月12日以降に本市に転入	令和元年8月5日以降に本市に転入
	移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。				
就職等に関する要件	<p>ア 勤務地が鳥取県内に所在すること。</p> <p>イ 就業先が、鳥取県が移住支援金の対象として県実施要領で定める求人紹介サイトに掲載している求人であること。</p> <p>ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県実施要領に定める移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>オ エに規定する求人への応募日が、求人紹介サイトの求人に移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>	<p>鳥取県が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務地が鳥取県内に所在すること。 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。 ・当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 ・地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県が実施する「ふるさと来LOVE（クラブ）とっとり」にメンバー登録をしていること。 ・県内もしくは、松江、安来、出雲市内のいずれかの事業所（とっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営要領第7の1に定める事業所）に就職していること。 ・境港市空き家情報バンクに登録のある物件を購入や賃借した者、又は市の定期借地権制度、もしくは土地貸付及び譲渡の特例制度を利用し、住宅を新築していること。 	<p>鳥取県が「鳥取県ローカルベンチャー支援補助金交付要綱」等に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた者で、その決定日から1年以内であること。</p>
世帯に関する要件	<p>単身の場合：60万円、世帯の場合：100万円（ただし、以下の要件を満たすこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、また、申請時において、同一世帯に属していたこと。 ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年8月5日以降に本市へ転入したこと。 ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。 ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 				
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 ・鳥取県又は本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。 				